

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年7月5日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【警務部議題】

○ 警察部外協力者に対する感謝状の贈呈について

警察本部から、「警察協力章は、警察庁長官から授与される感謝状であり、本年の受賞者は全国で41名、管区内で4名となる。このうち当県の受賞者は、岩手郡葛巻町の和野省助様で、昭和42年から56年の長きにわたり交通安全運動等において率先垂範して活動していただき、警察活動にご協力いただいている。これまで、葛巻町交通安全協会会長や北岩手交通安全協会理事・副会長を歴任されているほか、平成12年4月から北岩手交通安全緑十字会副会長として現在に至っている。

東北管区警察局長感謝状は、本年は、東北各県及び東北管区警察学校からの推薦者12名が受賞し、当県の受賞者は2名となる。1人目は盛岡市の智田文徳様で、未来の風せいわ病院理事長であり、平成15年から、岩手県警察本部長が委嘱する「心の健康相談嘱託医」兼「被害少年カウンセリングアドバイザー」として、非行少年や犯罪被害少年等に対する指導助言を行っているほか、少年の支援にあたる警察職員や学校教員に対しても、助言指導を頂いている。2人目は、奥州市の関谷敏彦様で、奥州市江刺区で開業医をされている嘱託医であり、平成19年から16年にわたり検案業務に従事され、これまで438体の死体検案に当たっていただいている。

なお、警察本部長感謝状は、本年は30名の個人と6つの団体となる。

贈呈日は、警察協力章及び東北管区警察局長感謝状は、受賞者と個別に日程調整した上で、7月中に、警察本部長感謝状は7月1日以降にそれぞれ予定している。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 「令和5年度夏の交通事故防止県民運動」の実施について

警察本部から、「この運動は、「岩手県交通安全対策協議会の正しい交通ルールを守る県民運動」の季節運動として実施するもので、期間は7月15日土曜日から同月24日月曜日までの10日間となる。運動の目的は、夏季は暑さや長距離運転による過労に起因する交通事故や夏休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図るものである。運動の重点は、暑さなどによる過労運転の防止、高齢者と夏休み中の子どもの交通事故防止、全ての座席

のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶の4点で、「もちましよう 心の余裕と 車間距離」が運動のスローガンとなる。例年、夏季は正面衝突や路外逸脱事故などの車線を逸脱する事故が増加する傾向にあることから、これらの事故を防止するため、期間中は主要交差点やコンビニエンスストア駐車場における交通監視活動など、警察官やパトカーの姿を見せて、運転者の安全意識を高める目立つ街頭活動を推進していく。また、主要幹線道路において、速度違反や座席ベルト装着義務違反などの取締りを強化し、運転者に緊張感を持たせるとともに、事故発生時の被害軽減を図る。運動期間中は、各警察署において、関係機関、団体等と連携し、道の駅等で運転者にお茶を配り、リフレッシュしてもらうなど、交通事故防止につなげる目覚まし作戦等の活動を計画している。本年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、お盆の帰省やレジャーなどによる交通量の増加が予想され、交通事故の発生も懸念されることから、運動期間中の活動により、県民の安全意識を高め、夏季の交通事故防止につなげていく。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「5月以降、交通事故死者数が12名で止まっており、交通事故抑止活動に非常に尽力されていると感じた。今日もすれ違ったが、最近、細い路地も巡回しているパトカーを良く見かけるので、このような取組が結果に反映されているのだと思う。運動期間中だけではなく、今後も日常的に継続していただきたい。」

○ 事故多発期における二輪車交通安全対策の推進について

警察本部から、「まず、過去10年間の126cc以上の二輪車が関係する交通事故の発生状況については、月別では7月から10月にかけて多発している、曜日別では日曜日、土曜日の週休日の発生が多い、路線別では国道4号、国道45号等の主要幹線道路で多く発生しているという特徴が挙げられるほか、二輪乗車中の死者については、全員ヘルメットを着用していたものの、約2割は事故時にヘルメットが離脱している、プロテクターの着用状況が低調である等が挙げられる。また、当事者の年齢別では、40代、50代の中老年層のほか、若年層も多くなっている状況が見られる。これら二輪車の交通事故発生状況を踏まえ、7月から9月までの期間は、夏季休暇時期とも重なり、レジャーやツーリング等で二輪車の交通量が増加するほか、暑さからくる過労が運転操作に影響を及ぼすことが懸念される時期であること、二輪関係団体では、毎年7月から9月までの3か月を「バイク月間」と称し、広報啓発イベントを開催しており、連携した活動を推進するため、推進期間を7月から9月までに設定し、同期間に集中的に対策を講じるもの。

次に、二輪車交通安全対策についてであるが、広報啓発活動については、ヘルメットの適正な着用とプロテクター着用の促進などの広報啓発を推進していく。さらに、交通指導取締りについては、事故分析に基づき、事故多発路線や時間帯などにおいて、レーザーパトカー等による速度取締りや所属間同士が連携した活動を推進していく。活動強化期間中の主な活動として、盛岡東署、宮古署、岩泉署、交通機動隊及び高速隊の3署2隊連携によるSafety-Triangle盛龍宮作戦（セーフティ・トライアングル・せいりゅうぐう作戦）を実施予定であり、国道45号、106号、455号及び三陸沿岸道路を対象路線として、交通指導取締りや顕示的活動を間隙が生じないように実施する予定としている。

このほか、期間中は、岩手県自転車二輪車商業協同組合を始めとした関係機関・団体と連携を図り、効果的な活動を展開していく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「セーフティトライアングル盛龍宮というネーミングセンスはすばらしいなと思った。岩泉線は夏場交通量が多くなるが、バイパスが出来て車両の交通量が減った早坂峠の旧道を、早朝や夕方に連なって走行するバイクの量が増えているような気がする。このような取組を各署が連携して実施するのはとても効果的だと思うので、交通事故抑止目標の達成に向け頑張ってください。」

《 委員質疑 》

「これからは、今回の取組のように、数署による交通取締りを継続する予定であるか。」

→本部説明

「6月30日付で、事故多発期における二輪車交通安全対策の推進に関する通達を發出しており、各所属間で連携して活動するよう指示しているので、この点に配慮しながら活動したいと考えている。」

【警備部議題】

○ 専決事務処理状況（令和5年4月～6月）について

警察本部から、「令和5年4月から6月までの間における集会、集団行進及び集団示威運動に関する専決事務処理状況について、集会の届出受理件数は25件と前年同期比で7件増加している。集団行進・集団示威運動の許可申請件数は42件と前年同期比で5件増加している。また集会の実施件数は25件と前年同期比で8件増加しており、集団行進・集団示威運動の実施件数は42件と前年同期比で9件増加している。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に基づく禁止命令等実施報告（4件）

○ 監察課

監察課業務報告